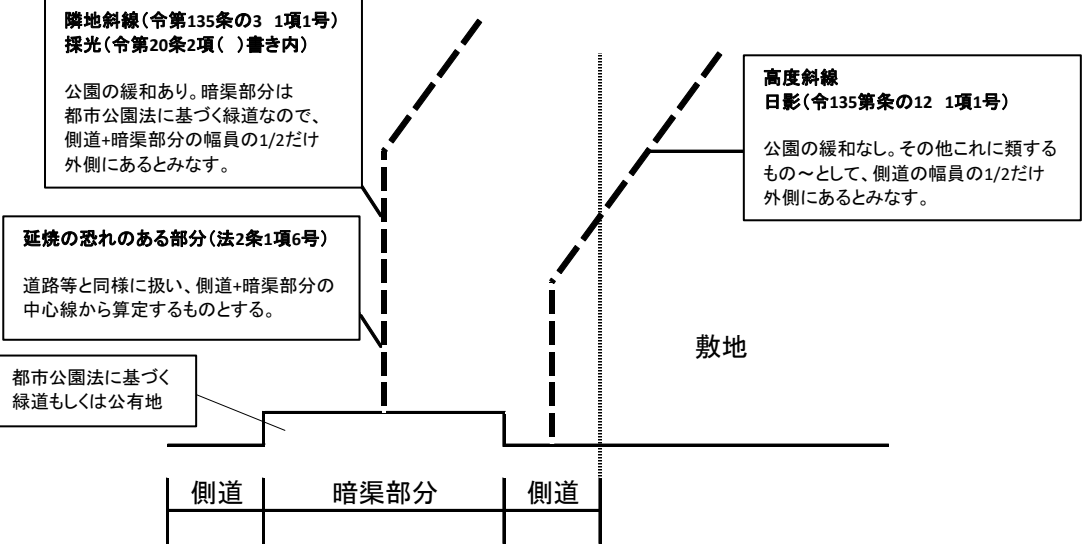


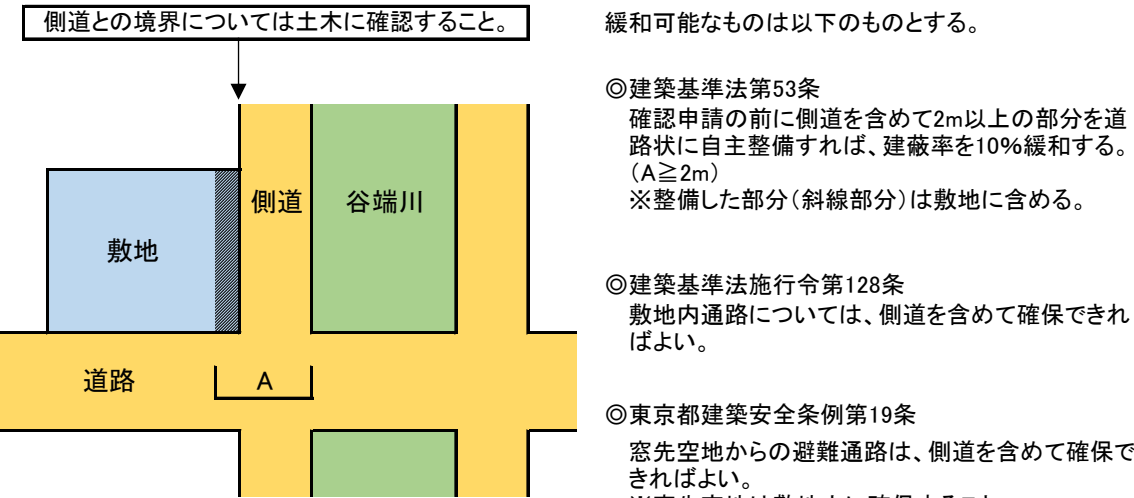
谷端川の取り扱い		作成(改訂)日 令和2年3月26日
関係条文	建築基準法第53条、建築基準法施行令第20条・第128条・第135条の3・第135条の12 東京都建築安全条例第19条	

【谷端川側からの斜線等の取り扱い】



※側道部分が建築基準法上の道路に指定されている敷地では、上記の考え方は当てはまらない。

【谷端川の側道と建築基準法上の道路に接道している場合の取り扱い】



※右の取り扱いについては、上図のような敷地の場合に適用される。上図と異なる接道の場合は建築課の窓口で個別判断となる。
また、谷端川にのみ接道している場合は建築基準法43条の許可が必要になるので、以下の係と協議すること。
[建築課 許可・耐震グループ(03-3981-0590)]

※側道部分が建築基準法上の道路に指定されている敷地では、上記の考え方は当てはまらない。

技術的助言等	
参考文献等	